

白鷹町障がい者活躍推進計画

令和2年3月

機関名	白鷹町（町長部局）
任命権者	白鷹町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
白鷹町（町長部局）における障がい者雇用に関する課題	<p>白鷹町においては、白鷹町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>令和元年6月1日現在では、法定雇用率から算出される採用すべき職員数を充足している。</p> <p>しかしながら、地方自治体の法定雇用率はさらに引き上げになる予定であり、本町においても障がい者の積極的な採用を行う必要がある。</p> <p>また、障がい者のみならず、すべての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報時において、前年度の採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p>
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○組織内のサポート体制として、相談窓口を総務課総務係に設置する。</p>
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○毎年度、所属長と面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないか点検を行い、必要があれば職務の選定及び創出について検討する。</p>

<p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>その他</p>	<p>○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</p>